

水道メーターの戸別検針等の業務の特例に関する規程

昭和54年10月26日

水道規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、土浦市の水道を給水する中高層建築物において、用水設備として設置された受水槽以下の用水設備に係る水道メーター(以下「メーター」という。)の戸別検針(以下「戸別検針」という。)及び水道料金等の戸別徴収(以下「戸別徴収」という。)の業務の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平10水道規程1・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において中高層建築物とは、地上3階以上で、2箇所以上にメーターを設置する必要がある建築物をいう。

(平10水道規程1・一部改正)

(中高層建築物における戸別検針及び戸別徴収の特例)

第3条 市長は、中高層建築物の用水設備の所有者又は使用者の代表者(以下「所有者等」という。)から受水槽以下の用水設備に係る戸別検針及び戸別徴収の業務について委託の申請があつた場合には、当該居住者に係る戸別検針及び戸別徴収の業務を受託することができる。

(平10水道規程1・一部改正)

(申請の手続き)

第4条 所有者等は、前条の規定に基づく委託の申請を行う場合は、受水槽以下の設備の設置工事を行う以前に、市長に申請しなければならない。

(平10水道規程1・一部改正)

(調査及び受託)

第5条 市長は、前条の規定に基づき、戸別検針及び戸別徴収の業務の委託の申請があつたときは、必要な調査を行い、業務に支障がないと認められる場合に受託することができる。この場合、受水槽以下の設備は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気及び防寒等の必要な設備が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障を及ぼさない物であること。
- (3) メーターの設置箇所は、メーターの取付け、取りはずし、検針及び防寒上等に支障がなく、かつ、排水が完全な所であること。
- (4) メーターを経由しない水栓が無いこと。
- (5) 用水設備の構造及び材質が、市長の定める基準に適合していること。

(平10水道規程1・一部改正)

(受託契約)

第6条 市長は、前条の規定により戸別検針及び戸別徴収の業務を受託しようとするときは、別に定める契約書により所有者等と契約を締結するものとする。

(契約条項)

第7条 前条の契約には、次の各号に掲げる条項を付するものとする。

- (1) 受水槽以下の設備に付帯するメーターは、常時検針が不可の場合、市長の認定を受けた集中検針方式隔測メーターとし、これを所有者等の負担において設置し、維持管理すること。
- (2) 隔測メーターの交換は、市長の指示により、所有者等が自己の負担において速やかに実施すること。
- (3) 各居住者に係る水道料の支払いについては、市長の定める徴収方法によること。

(4) その他土浦市水道事業給水条例(平成10年土浦市条例第12号)及び土浦市水道事業給水条例施行規程(平成10年土浦市水道規程第1号)によること。

(平10水道規程1・一部改正)

(届出の義務)

第8条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 受水槽以下の設備に変更を加えるとき。

(2) 前使用者の用水設備の使用に関する権利、義務を継承し、引続いて使用するとき。

(3) 水道の使用を中止するとき。

(4) 用水設備の用途に変更があつたとき。

(5) 用水設備の所有権の変更があつたとき。

(平10水道規程1・一部改正)

(契約の解除)

第9条 市長は、契約の相手方が契約条項に違反し、履行される見込みがないときは、第6条の契約を解除するものとする。

(契約解除の通知)

第10条 市長は、前条の規定により契約を解除したときは、文書により所有者等に通知するものとする。

付 則

この規程は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則(平成10年3月31日水道規程第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。